

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2026年1月10日

アジア・オセアニア好配当成長株オープン (毎月分配型)

追加型投信/海外/株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第370号

〈照会先〉

電話番号 **03-3516-1300**

(受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社の情報〉

設立年月日:1964年10月6日

資本金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:20,112億円

(資本金、純資産総額は2025年10月末現在)

- この目論見書により行うアジア・オセアニア好配当成長株オープン(毎月分配型)の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月9日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2026年1月10日に生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

投資信託約款の変更(予定)のお知らせ

ファンドは、投資信託約款の変更を予定しております。詳細につきましては、15ページ以降に掲載の「追加的記載事項」をご覧ください。

※ 異議申立の結果は弊社ホームページでご確認ください。

■ ファンドの目的

安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

1 | 以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資します。

中長期的な成長が期待される地域の株式に投資することにより、値上がり益の獲得を目指します。

- イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)
〈運用会社〉イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
(投資対象とする「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の投資顧問会社)
イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
- 日本マネー・マザーファンド



投資対象国・地域(2025年10月末現在)

日本を除くアジア・オセアニア地域の株式とは・・・

「MSCIオール・カントリー・アジア・パシフィック指数(除く日本)」の採用国および地域の株式です。

中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、オーストラリア、ニュージーランド

※すべての投資対象国・地域に投資するとは限りません。今後変更される場合があります。



イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドについて

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、運用会社として「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託財産の運用指図等の業務を行っています。同ファンドの親投資信託である「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」については、運用指図に関する権限をイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに委託しています。

※イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、英国ブルーデンシャル社(以下「最終親会社」)の間接子会社です。最終親会社は175年以上の歴史を有し、アジア・アフリカ地域を中心に業務を展開しています。最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2025年10月末現在、アジアでは15の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。

なお、最終親会社、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

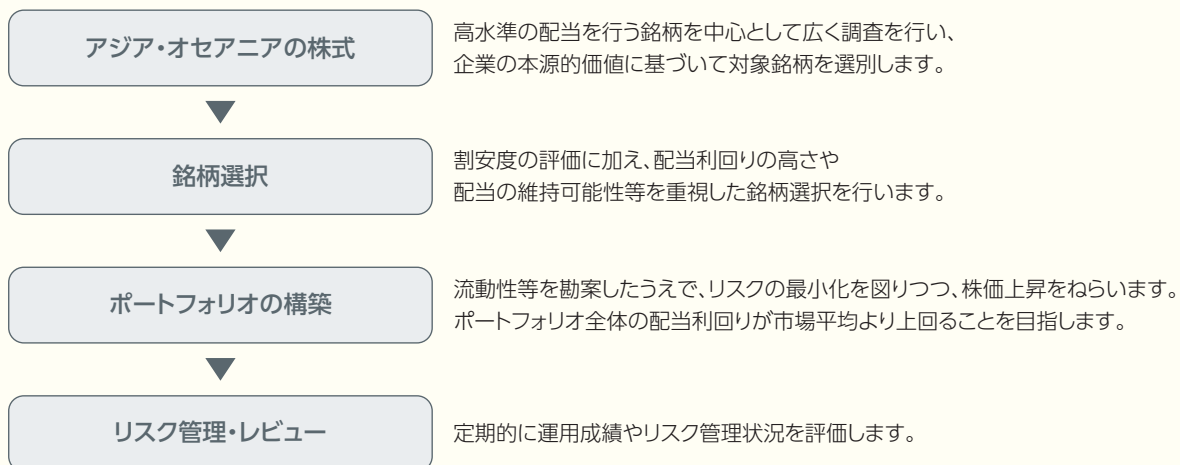
○
手続・
手数料等

2 | 実質的に、好配当の銘柄を中心に投資します。

高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資します。

3 | イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の運用プロセス



※上記運用プロセスは今後変更される場合があります。

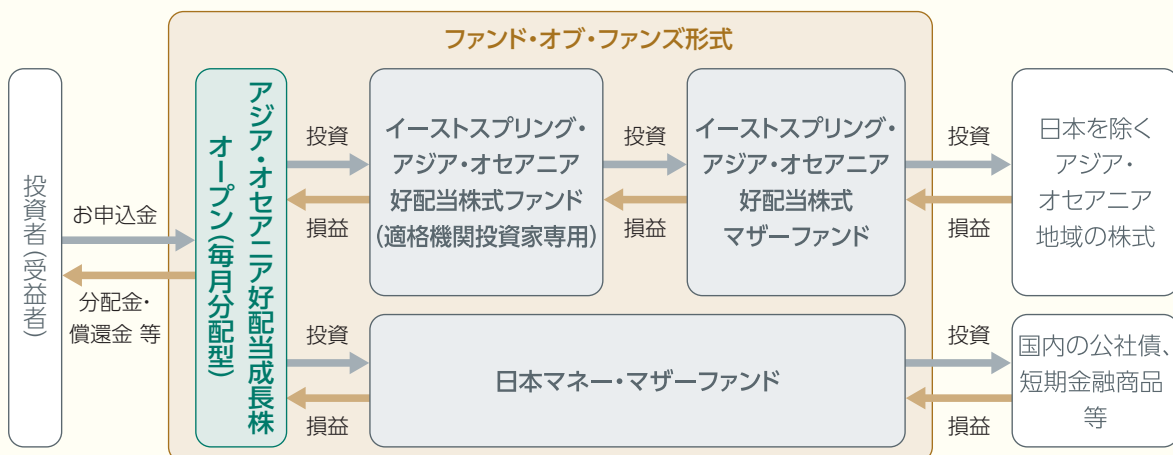
4 | 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



●主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

●分配方針

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 収益分配は、主として配当等収益等から行います。
- 3月と9月の決算時の分配方針は、決算日に売買益(評価益を含みます。)等が存在するときは、配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

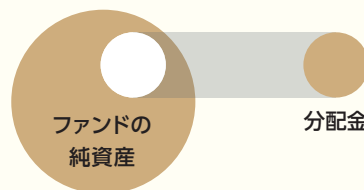
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

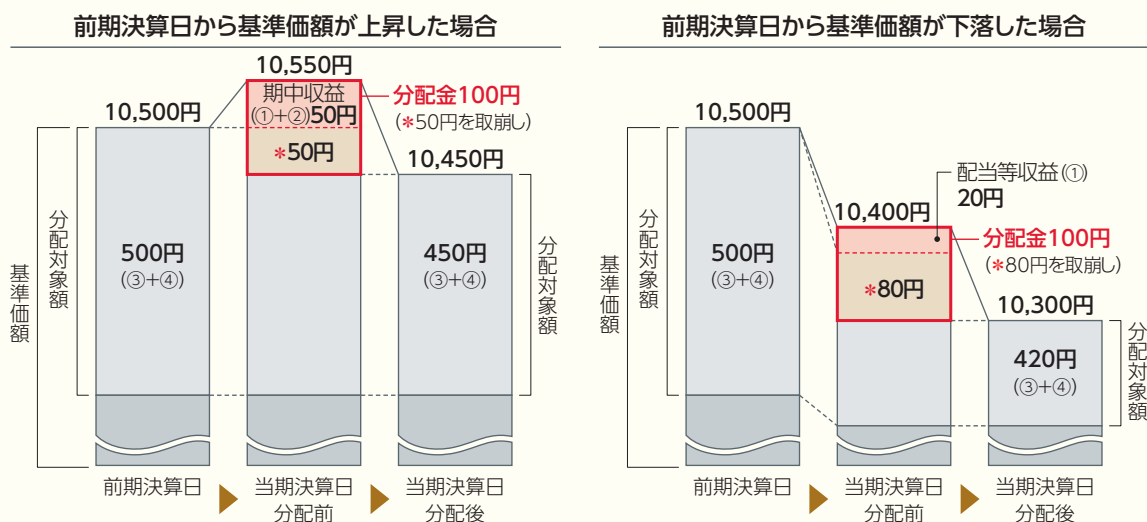
※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

分配準備積立金

期中収益 (①+②) のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金

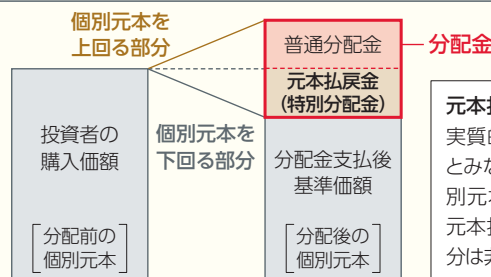
追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

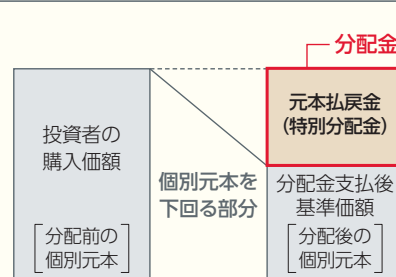
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

● 追加的記載事項

投資信託証券の概要

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)	
運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
投資対象	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 マザーファンドにおける主要な投資対象国および地域 MSCIオール・カントリー・アジア・パシフィック指数(除く日本)の採用国および地域の株式に投資を行います。
投資態度	● マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定した配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 ● 定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。 ● 国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。 ● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ● 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ※「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用指図に関する権限を除きます。)を、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに委託しております。
主な投資制限	● 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ● 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ● 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ● 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ● 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ● 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ● デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、約款第29条、第30条および第31条の範囲で行います。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.605%(税抜0.55%) ※マザーファンドの委託先運用会社への報酬が含まれています。

ファンドの目的・特色

日本マネー・マザーファンド	
委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	①わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 ②邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位(A-2格相当)以上の格付を得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
信託報酬	ありません。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手続・
手数料等

■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、アジア(日本を除く)・オセアニア地域の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

● 主な変動要因

株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

● その他の変動要因

金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手続・
手数料等

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品、金融債、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

■ リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関し継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

○
ファンドの
目的・特色

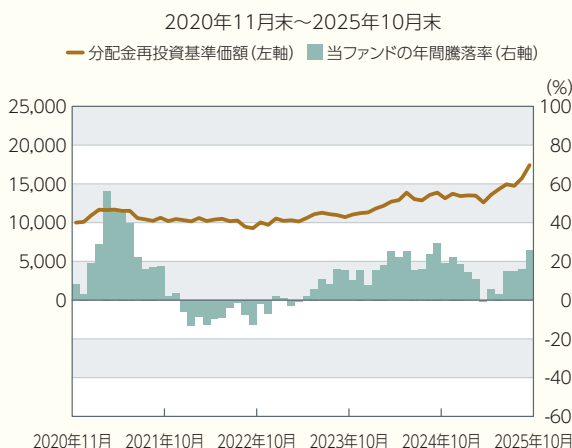
○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、2020年11月末を10,000として指数化しております。

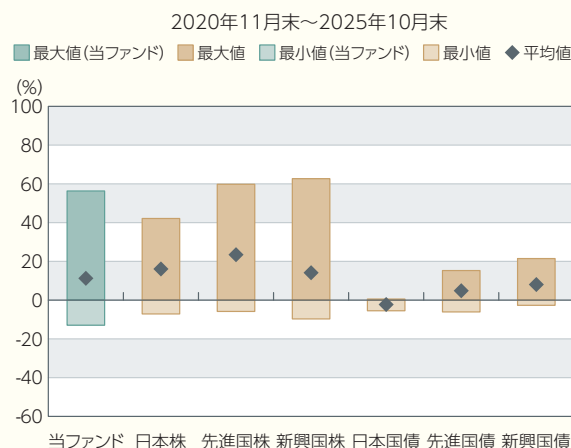
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 年間騰落率は、2020年11月から2025年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	56.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 12.9	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 2.7
平均値	11.3	16.1	23.4	14.1	△ 2.3	4.8	8.0

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年11月から2025年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

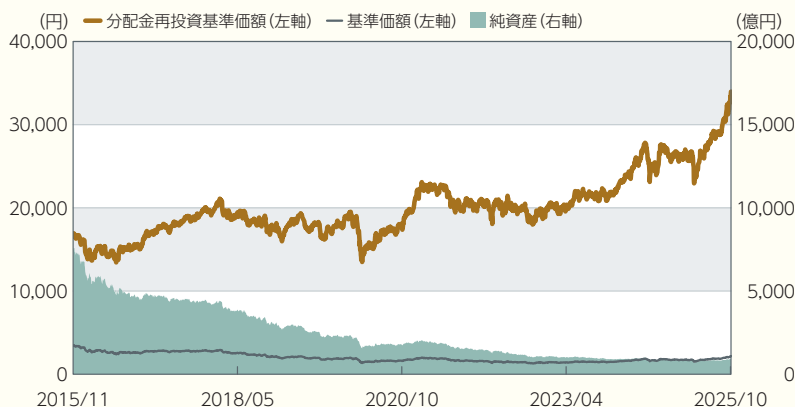
運用実績

手続・
手数料等

運用実績

● 基準価額・純資産の推移

2015年11月2日～2025年10月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

2025年10月	5円
2025年 9月	5円
2025年 8月	5円
2025年 7月	5円
2025年 6月	5円
直近1年累計	60円
設定来累計	12,005円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)	97.49%
日本マネー・マザーファンド	0.19%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

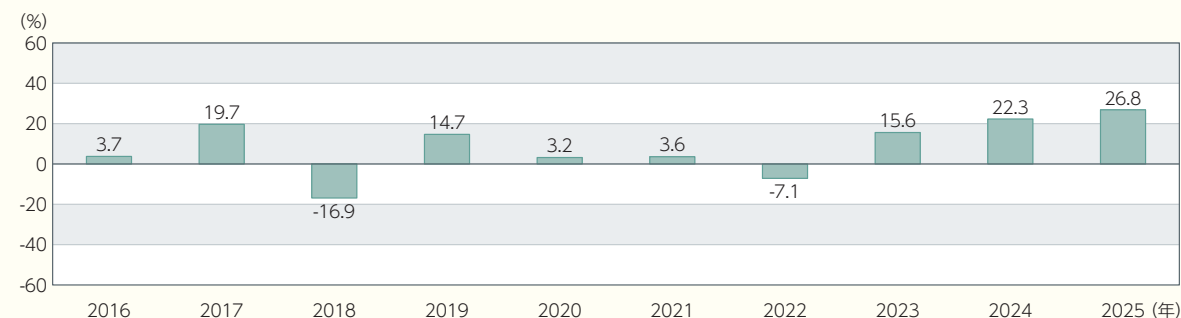
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
TSMC／台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	9.84%
テンセント・ホールディングス	ケイマン諸島	メディア・娯楽	7.50%
サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.91%
アリババ・グループ・ホールディング	ケイマン諸島	一般消費財・サービス流通・小売り	4.56%
SKハイニックス	韓国	半導体・半導体製造装置	4.29%
BHPグループ	オーストラリア	素材	3.04%
リライアンス・インダストリーズ	インド	エネルギー	2.56%
HDFC銀行	インド	銀行	2.53%
DBSグループ・ホールディングス	シンガポール	銀行	2.48%
ナショナル・オーストラリア銀行	オーストラリア	銀行	2.37%

※比率はイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。国/地域は登記国/地域で記載しています。

※イーストスプリング・インベストメンツ株式会社のデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

● 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2025年は年初から10月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

■ お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
 お申込みについて	申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	2026年1月10日から2026年7月9日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込不可日	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日 ・翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消することがあります。



その他

信託期間	原則として無期限(2005年10月27日設定)
繰上償還	受益権口数が10億口を下回る事となった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
信託金の限度額	1兆3,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp
運用報告書	4月、10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年10月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ ファンドの費用・税金

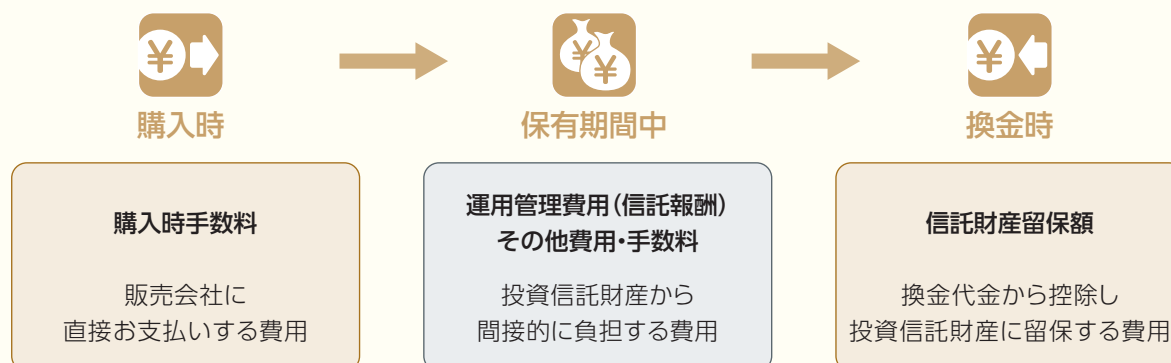
● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)です。 購入時手数料率は変更となる場合があります。 「アジア・オセアニア好配当成長株オープン(1年決算型)」からのスイッチング(乗換え)により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、購入時手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認下さい。			ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。	
信託財産留保額	1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.30%				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	純資産総額×年率1.155%(税抜1.05%)			
		配 分	委託会社	年率0.40%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
			販売会社	年率0.60%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
		受託会社	年率0.05%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。	
	投資対象とする投資信託証券	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用) 純資産総額×年率0.605%(税抜0.55%)			
	実質的な負担	純資産総額×年率1.76%(税抜1.60%)程度 実質的な負担とは、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた報酬です。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。			
その他費用・ 手数料	監査費用:純資産総額×年率0.011%(税抜0.01%)				
	有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。 また、投資対象とする投資信託証券に係る前記の費用等、海外における資産の保管等に要する費用等を間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。				

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

ご購入からご換金までの費用のイメージ



●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金に関する記載は、2025年10月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合には変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年4月11日～2025年10月10日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.91%	1.16%	0.75%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

投資信託約款の変更(予定)について

ファンドは、投資信託約款の変更を予定しております。ご購入の際には、以下の内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

投資信託約款の変更の内容

① 運用の基本方針の見直し

② 上記①により投資対象を変更し、それに伴うファンドの名称の変更

ファンドの主要投資対象を「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」および「日本マネー・マザーファンド」から「アジア・オセアニア好配当リバランスマザーファンド」に変更を行う予定です。

ファンドの名称を「アジア・オセアニア好配当成長株オープン(毎月分配型)」から「アジア・オセアニア好配当株ファンド(毎月決算型)」に変更を行う予定です。

※投資信託約款の変更を行うことが可決された場合、ファンドの投資形態がファンド・オブ・ファンズからファミリーファンドに変更となります。

③ 信託報酬率の変更

ファンドの実質的な信託報酬を年率1.76%(税抜1.60%)程度から年率1.595%(税抜1.45%)に引き下げる予定です。

※投資信託約款の変更を行うことが可決された場合、ファンドの主要投資対象「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」の運用先に係る信託報酬がなくなりファンドの運用は委託会社のみに変更となります。ファンドの信託報酬は年率1.155%(税抜1.05%)から年率1.595%(税抜1.45%)に変更予定です。

④ 取得申込・換金申込不可日の変更

「翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」を不可日から外して、「香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」のみとします。

⑤ 信託期間の変更

ファンドの信託期間の終了日を「無期限」から「2036年10月10日」に変更を行う予定です。

⑥ 適用する信託法の変更

「旧法(信託法(大正11年法律第62号))」から「新法(信託法(平成18年法律第108号))」に変更を行う予定です。

投資信託約款の変更の理由

当ファンドは2005年10月27日の設定以来、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行っております。しかしながら、これまで長期にわたり運用成績は振るわない状態が継続しております。そのため、運用改善を目的に当ファンドの運用体制および信託期間について、以下の通り変更を予定しておりますので、ご案内申し上げます。

現在、当ファンドはSBI岡三アセットマネジメントを委託会社とし、投資対象ファンドを通じて、実質的な運用はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社が行っておりますが、今後の運用成果の向上を目指し、運用はSBI岡三アセットマネジメントに一元化する予定です。

また、これまで無期限としていた信託期間につきましては、2036年10月10日までの有期限とする予定です。これは、運用体制の刷新とともに、より明確な目標期間を設けることで、運用成果の最大化を目指すためのものです。期間の設定により、実績の管理を含め、より計画的な運用かつ柔軟な運用体制の構築が可能となり、受益者の皆様にとっても運用の透明性が高まるものと考えております。

投資信託約款変更適用日

2026年3月24日

投資信託約款の変更の手続き

スケジュール

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ①電子公告日 ^{※1} | 2026年1月9日 |
| ②異議申立期間 | 2026年1月14日から2026年2月24日まで |
| ③投資信託約款変更確定日 ^{※2} | 2026年2月25日 |
| ④投資信託約款変更適用日 | 2026年3月24日(予定) |

※1 弊社ホームページに掲載します。

※2 異議申立の結果は弊社ホームページに掲載します。

投資信託約款の変更の手続きは、投資信託約款の規定にしたがい、異議申立の手続きにより行います。

異議申立の受益者の受益権の合計口数が、2026年1月14日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、予定通り2026年3月24日にファンドの投資信託約款の変更を行います。

異議申立の受益者の受益権の合計口数が、2026年1月14日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、ファンドの投資信託約款の変更は行いません。この場合、投資信託約款の変更を行わない旨を、速やかに弊社ホームページに公告します。

2026年1月14日現在のファンドの受益者は、投資信託約款の変更について異議を申立てることができます。2026年1月10日以降にファンドの購入をお申込みいただいた場合には、この投資信託約款変更の異議を申立てることはできませんのでご注意ください。

MEMO

.....

.....

